

2023年8月22日

熊本労働局長 新田 峰雄 殿

熊本県労働組合総連合
議長 榎本 光 男

2023年熊本地方最低賃金審議会による最低賃金改定額答申に対する異議申出

熊本地方最低賃金審議会が熊本労働局長に答申した「45円引き上げ、898円とする」という2023年の改定額に対し、以下の理由から異議を申し出ます。

中央最低賃金審議会がAランク41円、Bランク40円、Cランク39円引き上げの目安を示しました。しかしながら、全国一律制にむけて3ランク制に改められたにもかかわらず、目安は格差ありきで是正は地方まかせという額であり看過できません。最低賃金改定額を決める現在の仕組みが破綻していることを証明しているようなものです。

この目安にもとづき熊本地方最低賃金審議会が議論がされ目安+6円の45円引き上げて898円とする答申がされました。過去最高額の引き上げということと、目安を大きく上回る改定額を答申したことに対しては一定の評価をします。しかし、898円という改定額は私たちが求める他の先進国並みの1500円には程遠い水準であり、「人間らしく暮らせる賃金」からは大きくかけ離れ、地域間格差もほとんど縮まっておらず不十分と言わざるを得ません。

時給898円では月収13万4700円、年収で161万円程度でワーキングプア水準を脱することはできません。これでは病気や怪我等で就労出来なくなった場合、直ちに生活困窮に陥ってしまいます。また、郊外の自治体と懇談した際にも「時給1000円にしても求人が埋まらない」という声が多く聞かれるように、地域間格差が大きい現在の最賃制度が都市部への人口流出に拍車をかけていることも事実です。

一方、世界では最低賃金が大幅に引き上げられています。オーストラリアで約2161円、米ワシントン州で2084円となっているのははじめ、フランスでは5月から約1608円、ドイツでは2024年1月から1732円となります。お隣の韓国でも2024年から1080円とすることが決まっており、日本が世界の水準から遅れていることは明白です。また、いずれも全国一律であり、日本のように国土が狭いにもかかわらず地域別最賃なのは全世界で日本だけです。このようにコロナ禍や物価高騰においても、労働者の生活と地域の経済を守るために最低賃金の大幅な引き上げが行われています。我が国においても、経済活動の停滞状況がますます深刻になっている時だからこそ、正規・非正規、男・女の区別なく、労働者が安定した収入を得て、健康で文化的で、幸福な生活を実現できるよう、全国一律で最低賃金を大幅に引き上げることが求められています。

くわえて、我が国では最賃制度が導入されて以来、最低賃金の引き上げ額を審議する際は企業の「支払い能力論」に縛られているということも問題です。これも日本特有であり、そのことが引き上げの大きな障壁となっていますが、諸外国のように労働者の生活を守る賃金を保障するために企業への支援を強化することも同時に実現することが不可欠と考えます。財源は自民党の最賃議連も主張しているように大企業の内部留保に課税するなどすれば捻出できます。すでに熊本地方最低賃金審議会としては、国に中小企業支援策の強化を求められています。引き続き議論をし、社会保険料や消費税の減免、大企業と公正に取り引きできるルール作りなどを国の義務として行っていただくよう求めてください。

健全な経済の再生には、賃金を引き上げて消費を喚起することが不可欠です。コロナ禍と物価高騰を乗り越え、格差と貧困を解消するためにも、全国一律の最低賃金1500円の実現にむけて再審議していただくことを強く要望します。

以上



熊本労働局長
新田 峰雄 様



2023年8月22日

熊本県医療介護福祉労働組合連合会
執行委員長 一三美 様
住所 熊本市中央区神水 1-20-1
電話番号 096-340-0055

2023年度熊本県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月14日、熊本地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を45円引き上げ、898円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的は依然果たさず、物価高騰など含め、労働者・国民の生活の安定につながるものとはなりませんでした。

コロナ禍、物価高騰などの影響が続く中、45円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、答申された金額では、月に150時間働いたとしても13万4700円、年1800時間働いて161万円程度にしかならず、今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは、労働者の賃金切り下げの形であらわれています。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の熊本県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京1,113円と本県との差は215円におよびます。年収に換算すれば38万7千円もの差（年間労働1800時間として）となります。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上